

(書式 1 - 4 - 1 8)

受遺者が遺贈を放棄したときに受益者の遺贈財産の取得を禁ずる場合の遺言書

遺 言 書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

第 1 条 遺言者は、その所有する次の不動産を、姪〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生、住所〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号）に遺贈する。但し、受遺者は、遺言者の妻〇〇〇〇に対して同人が生存中、その生活費を負担するものとし、毎月金〇〇万円也を毎月末日までに妻の住所に持参又は送金して支払うこと。

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目

地 番 〇〇番地

地 目 宅地

地 積 〇〇〇・〇〇平方メートル

第 2 条 受遺者が前条の遺贈を放棄したときは、受益者である妻〇〇〇〇に目的財産を取得させないで、遺贈は効力を失うものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

遺言者 〇 〇 〇 〇 印

## 解説

受遺者が遺贈を放棄した場合、負担の利益を受けるべき者（受益者）は、自ら受遺者となることができる。ただし、受益者以外の者を受遺者と定める遺言もできる（民法第1002条第2項但書）。



\* 遺言書の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/> をご覧下さい。

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所